

令和4年8月泉南市農業委員会定例会

令和4年8月8日 午後1時30分
市役所本庁 2階 大会議室

・出席委員

(農業委員)

山下 博	田中 秀和	藪内 與四男
宮内 栄作	杉野 榮一	東 和宏
伊藤 喜久	池上 安夫	宮下 明
森谷 豊	中野 吉次	上野 寛治
馬場 定夫		

(推進委員)

岩本 和男	戎野 繁	山本 芳男
吉積 弘行	角辻 健二	

・欠席委員

(農業委員) 田中 一寿子

(推進委員) 西浦 賢二

事務局 それでは定刻になりましたので、ただ今より令和4年8月泉南市農業委員会定例会を開催いたします。本日の委員の出席の状況ですが、田中一寿子委員より欠席の届出が出ております。出席委員については、14名中13名で過半数以上出席しておりますので、会議は滞りなく成立いたします。推進委員については、西浦委員より欠席の届出が出ております。本日の出席は5名となっております。それでは、会長よろしく願いします。

会 長 皆さん、こんにちは。暑い最中、泉南市農業委員会8月定例会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、今月5日に開催されました、私の祝賀会に沢山のご出席を賜りまして、本当にありがとうございました。私にとって結婚式と、この祝賀会の二つの式が一生の忘れられない思い出となりました。皆さんの温かい励ましの言葉やお祝いの言葉を頂きまして、これからもこの叙勲にふさわしい人生を送っていきたいと思っております。どうもありがとう

会 長 ございました。重ねてお礼申し上げます。
また、後ほど協議会において事務局より説明があるかと思いますが、農家にとって負担が大きくなる肥料の高騰についての対策費が国会で7月29日に787億円と閣議決定されております。
それでは、本日は議案が4件、報告案件2件でございます。最後まで慎重審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 それではこれより議事に入ります。
まず議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。

泉南市農業委員会に関する規程第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方でご指名させていただいて異議ありませんか。

異議なしの声

会 長 ありがとうございます。それでは議事録署名委員は、1番 山下委員、2番 田中秀和委員をお願いいたします。
以上で議事録署名委員の指名を終わります。

会 長 それでは、令和4年議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和4年議案第18号2件について朗読する。議案第18号につきまして、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。No. 1につきましては、〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 譲受人が所有する農地が申請地の奥にございまして、稲作をしているのですが、入って行く道がなかった為、譲渡人より通路として購入するという事です。通路を確保し、残りの部分には野菜を植えるという事です。なんら問題ないと思っております。

事 務 局 続きまして、No. 2につきましては、〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 先日、事務局の方と現地確認に行っていました。①番、②番はミ

〇〇委員 カンを植えており、特に問題ありません。③番、④番は、所有者は違う方ですが、こちらにもミカンを植えておりました。特に問題ありません。

事務局 ありがとうございます。事務局の方から議案第18号につきまして補足説明させていただきます。

No. 1につきましては、当該農地は遊休農地であったため、令和3年10月定例会にて農地法第5条の報告案件で報告したものです。前所有者が譲渡人に売却し、分譲住宅開発に伴い周辺関係者と用地境界確定する際に譲受人の農地の進入口が無くなるため、分譲地の1区画を購入して搬路を設ける事となりました。地目変更については、用地境界画定してから行われるため、確定前の交渉のため、地目は農地(田)のままでした。

No. 2の①番、②番につきましては、令和3年2月に相続された農地です。また、維持管理については、ヤミ小作人が農地の管理を行っており、良好な状態で維持されておりました。譲受人は、ゴルフ場運営を行っている法人であり、ゴルフ場内の土地財産整理を行っている中で、ゴルフコース近くに当該農地があり、利用客及び敷地管理を向上するため、譲り受けるものです。当該農地においては、現在は果樹を栽培しておりますが、最終的には芝育成場として使用する予定です。以上です。

会長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局ならびに各地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 それでは質疑がないようですので、議案第18号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長 それではお諮りいたします。議案第18号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第18号は原案のとおりする許可することといたします。

会 長 続きまして令和4年議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和4年議案第19号1件について朗読する。議案第19号につきまして、地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。〇〇委員よろしく申し上げます。

〇 〇 委 員 譲渡人の弟が亡くなり、農地を相続されました。当該農地の隣に、譲受人の所有する土地があるので、購入したという事です。

事 務 局 ありがとうございます。議案第19号につきまして事務局より補足説かせていただきます。当該農地は、令和4年2月に弟から相続された農地であります。すべて遊休農地となっており、譲渡人は、農業経験が無く、農地の維持管理が困難なため、地元役員等と相談した結果、所有権移転する事となりました。譲受人は、不動産賃貸借業を営む法人です。隣接する回転寿司チェーン店の従業員用駐車場として整備します。駐車台数については、乗用車10台を確保する予定です。地元水利組合には、協議済みで同意も頂いております。

会 長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および私の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 それでは質疑がないようですので、議案第19号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第19号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第19号は原案のとおり許可することといたします。

会 長 続きまして令和4年議案第20号「農業経営基盤強化促進法第18条規定による農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和4年議案第20号1件について朗読する。議案第20号につきまして、地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。〇〇委員よろしくお願ひします。

〇 〇 委 員 8月2日に事務局の方と現地確認に行つてまいりました。再設定で、前回の設定から3年が経ちましたので、引き続き3年間ネギを栽培するという事です。まったく問題ないです。

事 務 局 ありがとうございます。事務局の方から議案第20号につきまして補足説明させていただきます。当該農地の周辺を取り囲む形で被設定人の農地がありました。そのため、利便性などを考慮し、令和元年8月から利用権を取得し、一体的に耕作を行つておりました。契約期間満了のため、再設定する事となりました。借り手は青ネギを生産しております。

会 長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 それでは質疑がないようですので、議案第20号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第20号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第20号は原案のとおり決定することといたします。

会 長 続きまして令和4年議案第21号「都市農地の貸借の円滑化に係る法律第4条第1項の規定による事業計画の認定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和4年議案第21号1件について朗読する。議案21号につきまして、地区農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。〇〇委員よろしく申し上げます。

〇 〇 委 員 8月3日に事務局の方と現地確認に行っていました。現況は1m程の雑草が生い茂っているという状態です。誰かに貸して、綺麗に耕作出来るのなら結構な事だと思いますので、問題ありません。

事 務 局 ありがとうございます。事務局の方から議案第21号につきまして補足説明させていただきます。当該農地は、相続された農地で、長年に渡り遊休農地となっており、周辺の農家からよく苦情があがっておりました。介護保険事業、生け花の販売等の事業を行っている被設定人から、農地と宅地の一帯となった農地が無いか事務局に問い合わせがあり、当該農地を斡旋したものです。また、代表社員である〇〇氏は、現在泉南農業塾の塾生として営農について勉強しております。

会 長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明および地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 農福連携というのはこれから後もできそうですか？これが初めてのケースですか。

事 務 局 初めてではないです。都市農地の貸借では初めてですが、以前に農業公園の所で、農福連携で利用権設定をしたことがあります。ですので、農福連携は初めてではないですが、市街化区域内では初めてです。

会 長 それでは質疑がないようですので、議案第21号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第21号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案21号は原案のとおり認定することといたします。

会 長 次に、報告事項に入ります。令和4年報告第14号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出の確認について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事 務 局 令和4年報告第14号4件について朗読する。報告第14号につきまして、事務局より補足説明させていただきます。

 No. 1につきましては、譲受人は、住宅開発及び住宅販売を主にされている法人です。当該地において、住宅開発を考えており、一時的に建築資材置場として転用を行うものです。隣接地の農地複数の買収が完了次第、大規模な一戸建て住宅分譲地の開発を行う予定です。

 No. 2、3につきましては、譲受人が同一のため、併せて説明させていただきます。譲受人は建築用金属製品及び厨房機器の製造を主に取り扱っている法人で、昨年8月に隣地を露天駐車場兼駐車場として農地を購入しております。この2筆の農地は、進入路が無く、隣接する会社の駐車場から入って営農を行っておりましたが、譲受人との交渉により、露天駐車場兼資材置場として転用届出書が提出されました。2筆の農地については、特定生産緑地の申請はされておられません。

 No. 4につきましては、譲受人は、住宅開発及び住宅販売を主にされている法人です。当該地は、先月7月定例会にて農地法第5条の報告案件の隣地です。当該地も同様に住宅開発を考えており、一時的に建築資材置場として転用を行うものです。隣接地の買収が完了次第、一戸建て住宅4区画の分譲地の開発を行う予定です。以上です。

会 長 ありがとうございました。

 それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 よろしいですか。特に質問がないようですので、以上で報告第14号を終了します。

会 長 続きまして、令和4年報告第15号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事 務 局 令和4年報告第15号1件について朗読する。報告第15号につきまして事務局より作付け状況を報告させていただきます。

7月7日に〇〇推進委員と現地確認を行っております。①番②番の農地については、水稲を行ってまいりました。③番④番については、季節野菜を行ってまいりました。以上です。

会 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 推進委員さん、この方の年齢は？

〇〇委員 はっきりと歳はわかりませんが、かなり高齢です。息子さんか後を継いでやっています。

会 長 わかりました。
よろしいですか。何かご質問、ご意見ございませんか。
特に発言がないようですので、以上で報告第15号を終了します。

会 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。ありがとうございました。

職 務 代 理 どうも長時間ご審議ありがとうございました。これをもちまして8月定例会を終了させていただきます。どうも長時間ありがとうございました。次回の定例会につきましては、9月8日（木）場所は、市役所別館1階 会議室1.2です。どうも長時間ありがとうございました。

午後2時12分 終了

この会議の正確を証する為、下記のとおり署名する。

令和4年8月泉南市農業委員会定例会議

令和 年 月 日

署名人 _____

署名人 _____